

ふるさと一番会議

を開催します

新型コロナウイルス感染症対策を施して開催します



「ふるさと一番会議」は、市長、教育長が出席して、丹波篠山市の重要な課題や丹波篠山市の教育について、市民の皆さんに説明し、ご意見を伺う機会です。

今年度は11月15日から12月22日まで、市内20カ所で開催します。どうぞ、気軽にお越しください。

内容
①令和3年度の市政や教育行政について(30分程度)
②質疑応答・提言(1時間程度)

対象 対象地区内の市民の皆さん

ふるさと一番会議開催日程

時間 19:30～21:00

	とき	対象地区	ところ
11月	15日(月)	大芋	大芋公民館
	16日(火)	村雲	ハートピアセンター
	18日(木)	畑	みたけ会館
	19日(金)	福住	福住公民館
	22日(月)	雲部	雲部公民館
	24日(水)	岡野	岡野文化会館
	26日(金)	後川	後川文化センター
12月	29日(月)	日置	城東公民館
	1日(水)	篠山	城下まち会館(大手前展示館内)
	2日(木)	城北	玉水会館
	3日(金)	八上	高城会館
	7日(火)	西紀南	西紀老人福祉センター
	8日(水)	西紀北	しゃくなげ会館
	9日(木)	西紀中	げんき・げんきハウス
	13日(月)	住吉台	住吉台コミュニティ消防センター
	14日(火)	味間(住吉台以外)	四季の森生涯学習センター
	17日(金)	大山	大山緑の会館
20日(月)	城南	コミュニティセンター城南会館	
21日(火)	古市	古市コミュニティ消防センター	
22日(水)	今田	今田まちづくりセンター	

パブリックコメントを募集します

問い合わせ 農村環境課 ☎552・5013

「丹波篠山市気候非常事態宣言(案)」

気候非常事態宣言について

地球温暖化を原因とする地球規模の気候変動は、決して他人事ではなく、私たち丹波篠山市民も暮らしの中で真剣に考えていかなければならない問題です。

このような危機的な状況を乗り越えるためには、市民、事業者、行政などさまざまな主体が危機感を共有し、二酸化炭素の排出削減に向けた積極的な行動をとる必要があります。

この宣言では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ(ゼロカーボン)を目指すことを表明し、持続可能な環境を創造する「環境創造都市・丹波篠山」の実現に向け、気候変動対策に積極的に取り組むことを掲げていきます。

意見を提出するには
宣言(案)の閲覧 右記および各支所、市ホームページ
募集期限 11月12日(金)

問い合わせ 人権推進課 ☎552・6926

第3次丹波篠山市男女共同参画プラン(案)

提出資格 市内在住、在勤、在学、または市内で活動や事業を営む方、市に対して納税義務を有する方、本プラン(案)に利害関係のある方

提出方法 任意の様式に見、住所、氏名を記入の上、左記にメール、FAX、郵送、または持参

意見の提出先
○メール=kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp
○FAX=552-0619
○郵送=〒669-2397 丹波篠山市北新町41 農村環境課あて

その他
○意見に対する個別の回答は行いません。
○宣言の趣旨に賛同いただき、市とともに気候変動対策に積極的に取り組んでいただける事業者・団体を募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

このプランは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を目指して策定するものです。第1次プランから数えて3回目のプランです。

この度、市民や有識者で構成された策定委員会委員の方々のご意見をまとめ、プラン(案)を作成しました。皆さんからもご意見・ご提案をいただきたく、パブリックコメントを募集します。

いただいたご意見は、市の考えを整理して、後日ホームページなどで公表します。

意見を提出するには
資料の閲覧 右記および各支所、市ホームページ
募集期限 11月22日(月)

提出資格 市内在住、在勤、在学、または市内で活動や事業を営む方、市に対して納税義務を有する方、本プラン(案)に利害関係のある方

提出方法 任意の様式に見、住所、氏名を記入の上、左記に提出

意見の提出先
○メール=jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp
○FAX=554-2332
○郵送=〒669-2397 丹波篠山市北新町41 人権推進課あて

提出意見の取り扱い 次の事項について公表を行います
○提出意見の概要、提出意見への回答(但し、個別意見への直接回答は行いません)、プラン(案)を修正した場合の修正内容

※意見の原稿などは返却しません。

住山自治会が 備品を整備されました

地域振興課 ☎552-5112

住山自治会では、コミュニティ活動の推進のため、(一財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業の一環であるコミュニティ助成事業の助成を受けて、エアコンや冷蔵庫などのコミュニティ備品を整備されました。

遊具設置場所に関するWEBアンケートを実施します

社会福祉課 ☎552-7101
市では、子育て世帯の方が気軽に出かけられて、子どもをのびのびと遊ばせることができる環境を整備するため、令和3年度から「おいでよささっ子遊具設置事業」を実施し、遊具の設置を進めています。

令和4年度以降の遊具設置場所および設置遊具選定の参考とするためWEBアンケートのご協力をお願いします。

回答期限 10月31日(日)

回答フォーム▶



防火ポスターコンクールの受賞作品が決定しました

消防本部では幼少年の防火教育を目的とし、市内の幼稚園児および小中学生を対象に、防火ポスターコンクールを毎年開催しています。9月28日(火)に審査を行い、136作品の力作の中から次のとおり受賞作品が決定しました。(敬称略)



市長賞

植野千愛り
(丹南中2年)



消防長賞

中林斗愛
(城南小5年)



防火安全協会賞

森田珠由
(多紀小3年)

優秀賞

- 井原みなみ(たまみず幼稚園)
- 紀伊野愛美(味間小1年)
- 植村理仁(城北畑小2年)
- 元木凜乃(味間小4年)
- 檜田快人(味間小6年)
- 中林瑠愛(篠山中1年)
- 山内詩織(篠山中3年)

入賞

- 和田悠雅(たまみず幼稚園)
- 若泰俐斗(味間小1年)
- 平岡心愛(味間小2年)
- 向井琉惺(城東小3年)
- 伊達柚稀(味間小4年)
- 齊藤早希(大山小5年)
- 園田那奈(大山小6年)
- 岸本優花(篠山中1年)
- 友近桃誠(篠山中2年)
- 原田彩花(篠山中3年)

受賞作品の展示

とき 11月13日(土)~20日(土)
ところ 丹波篠山市立中央図書館



市民救命士講習会

とき 毎月第1土曜日
ところ 丹波篠山市消防署
定員 毎回先着10人
申し込み方法 消防署または各出張所に備え付けの申込書(市ホームページにも掲載)を提出

消防本部では、聴覚や言語機能の障がいのため、電話による119番通報が難しい方を対象に「NET119緊急通報システム」を導入しています。
このシステムは、携帯電話やスマートフォン等のインターネット機能を利用して、簡単な画面操作で119番通報ができるシステムです。
※新規登録の申し込み受け付けは、消防本部で随時行っています。申し込み用紙は、丹波篠山市ホームページからダウンロードできます。

秋の火災予防運動が始まります。11月9日(火)~15日(月) 令和3年度全国統一防火標語：「おうち時間 家族で点検 火の始末」

火災死者の半数以上は住宅で発生

全国の令和2年中の火災による総死者数は、1321人でした。住宅火災における死者は862人で、全体の65%です。住宅火災で亡くなった理由は、病気や体が不自由なことによるもの・熟睡していたなどの「逃げ遅れ」が半数を占めています。この逃げ遅れを減らすために、住宅用火災

警報器の設置が義務付けられていますので、正しく設置しましょう。

住宅用火災警報器の設置、点検をしましょう

住宅用火災警報器は、火災の発生を警報音や音声で住宅内の人に知らせるものです。逃げ遅れを防ぐために、寝室などに「住宅用火災警報器」を設置することが、条例で義務付けられています。

「住宅用火災警報器」の電池は、約10年が寿命とされています。警報器の動作確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に行ってください。

故障か電池切れかわからないときは

取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、警報器が10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火

災を感じなくなることが考えられるため、本体の交換をお勧めします。

消火器を設置しましょう

消火器は、初期消火の道具として最も一般的で身近なものです。火災から大切な「命」や、大切な「物」を守るためにも、火を使う場所や、各家庭への消火器の設置をお願いします。

野外焼却行為(野焼き)は禁止です。くみはルールを守って正しく出してください

野焼きの禁止

廃棄物処理法では、一定の例外を除いて廃棄物は焼却できないことになっています。当然のことながら、家庭ごみの焼却も禁止の対象です。家庭ごみは焼却せずに、市の計画収集に出すか、丹波篠山市清掃センターに直接搬入ください。

なお、ごみを出すときは分別を行い、ルールを守って正しく出してください。

例外規定でも迷惑行為にならないように

- 焼却行為が近隣の迷惑となる場合がありますので注意ください(健康被害や洗濯物への影響などがあります)
- 燃やすものを良く乾燥させ、小分けして下さい
- 風向きや時間帯を考慮してください
- 野焼きが火災の原因になることがありますのでご注意ください

例外規定

- ①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行わ

れる廃棄物の焼却

⑤たき火など、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
※日常生活で通常行われる廃棄物の焼却とは、枝木や落ち葉などの焼却であって、新聞や段ボール、ビニール、布などの焼却ではありません。
※焼灰を作る目的の灰屋での焼却は、例外規定に含まれますが、灰屋で家庭ごみを焼却することは禁じられています。

問い合わせ 市民衛生課 552-6253

問い合わせ 消防本部 594-1118

もしもの時に備え『NET119緊急通報システム』にご登録を！

ふるさとの貴重な動植物



複数の県で絶滅危惧種

フタコブルリハナカミキリ(カミキリムシ科)

普通にみられるアオジョウカイと見間違ふほどよく似ているがカミキリムシである。珍しいフタコブと確認したときの感動は今も残っています。青藍色または青緑色の金属光沢の翅(前翅)を持つ、大型で美しいカミキリムシです。前胸背に見事なこぶがありますが、少なくとも4つは数えることができます。横から見ると2つのこぶが目立ちます。これが名前の由来かも知れません。前胸背は黄または橙で縁取られています。幼虫はミズキ類の根の皮を食害するそうです。

丹波篠山自然塾・むしクラブ代表 大塚剛二さんの協力